

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## Memorandum on the Right of Self-Determination of a People

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1971-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2140">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2140</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 民族自決権に関する一覽書

家 正 治

## I はじめに

現在、民族自決権は実定国際法上の権利としてもはや確立していると考えることができるであろうか。民族自決の概念が登場した当初それが単に政治的原則にすぎなかったとしても、その後の慣行の中で諸国の法的確信が存在するにいたっては民族自決権は法上の権利として承認されなければならない。第二次世界大戦以後、民族解放運動は急速に進みかつての旧植民地体制は崩壊したといえどもなお多くの植民地が残存しており、また旧植民地主義にかわる新植民地主義が登場している。民族自決権は法的権利として確立したかどうかを解明することは単に学問上の関心からだけでなく、新・旧植民地主義支配の下にある被圧迫民族の解放運動への理論的武器を提供することとなるであろう。本稿では、民族自決権の権利形成過程を分析することによって、若干の問題点を提起することが目的となっている。

## II 第二次世界大戦以前の民族自決権

民族自決の思想は、西ヨーロッパにおけるブルジョワ革命にその起源を求めることができる。商品生産の拡張をもたらし、単一の国内市場を形成するためには、ブルジョワジーにとって民族国家の形成が必要であった。ブルジョワジーは、民族国家の形成の必要性から、封建諸勢力との闘争の中で民族自決をとらえたのであった。<sup>(1)</sup>このように民族自決の思想は、ブルジョワ革命、特にフランス革命に源を発するが、しかし当時においてはそれは政治上の原

---

(1) Hanna Bokor-Szegö, *New States and International Law* (1970), p.11.

則にすぎなかった。ブルジョワジーが、支配階級となると、民族自決の主張はおろされ、非ヨーロッパ地域への進出、植民地獲得が始まった。植民地獲得を正当化するための理論的バックボーンとして、国際法上「先占の法理」がもち出され、19世紀末には、「世界分割」をむかえたのであった。

しかし、第一次世界大戦の間中にロシアに於て誕生したソビエト政権が、「平和に関する布告」(1917・11・8)を發表し、分離権を含む民族自決権を宣言することによって、民族自決の主張の階級的基盤は転換した。この言明は大きな反響を呼び、これに対抗するために西側諸国も民族自決の原則を言明せざるをえなかった。1918年1月に、ロイド・ジョージ首相の言明およびウィルソンの「14カ条 (Fourteen Points)」が發表され、そこには民族自決の原則も含まれていた。<sup>(2)</sup>この「14カ条」は、ヴェルサイユ平和条約の原則としてとり入れられた。しかし、民族自決の原則は、東ヨーロッパに、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラヴィアなどの新興国を造り出したが、それらは実際には、敗戦国および社会主義国ソ連に対する抑圧を目的として、いわば帝国主義の便宜に従って成立したものであり、かならずしも本来の民族自決を意味するものではなかった。またヴェルサイユ条約は、ヨーロッパ以外の植民地や従属地域の諸民族の要求を入れるものではなかった。<sup>(3)</sup>

第一次世界大戦後の新しい国際秩序であるベルサイユ体制を維持する機構としての国際連盟では、委任統治制度が設けられた。この制度は、この制度の下に置かれる委任統治地域に対する施政国の統治を、国際連盟という国際組織が監督をするというものである。この方式は、ウィルソンの主張と他の戦勝国の敗戦国植民地割譲要求との妥協の産物であった。<sup>(4)</sup>実際この制度に置かれた地域は、旧ドイツ領植民地とトルコから分離された地域という敗戦国

---

(2) G. B. Starushenko, *Abolition of Colonialism and International Law, Contemporary International Law* (1969), pp. 79-80.

(3) 江口朴郎、現代における植民地独立の意義、岩波講座現代4 植民地の独立(1963)、18-20頁。

(4) 田岡良一、委任統治の本質(1941) 参照。

の植民地だけであり、また国際連盟の監督にしても年報の提出が主で微温的なものであった。さらに、旧トルコ領はのぞいて、この制度の目的にならな当該地域の独立についてふれられていなかった。一方、戦勝国の植民地については、連盟規約は、「自国ノ監理ニ属スル地域内ノ土着住民ニ対シ、公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス」(第23条ロ)と規定するだけであった。

以上のように、第二次世界大戦以前においては、民族自決の原則は西側諸国においては一つの政策(policy)として見なされていたのであり、普遍的に認められた法的権利として見なされてはいなかったといえるのである。<sup>(5)</sup>

### Ⅲ 第二次世界大戦以後の民族自決権

#### 1. 国際連合における民族自決権の展開

##### a. 国際連合憲章上の規定

国際連盟に変わるものとして国際連合が創設されたが、その原加盟国は51を数え、その構成文書である国連憲章は最も重要な国際文書の一つである。憲章第1条(2)は、「人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国家間の友好関係を発展させること並びに世界平和を強化するために他の適当な措置をとること」と規定する。加うるに、第55条においても、経済社会理事会が人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく諸国民の平和的且つ友好的関係に必要な安定および福祉の条件を創造することが求められている。

しかし、これらの規定の解釈に関して見解は対立しており、一般に西側の学者は民族自決権を国際法上の権利として認めていないのに対して、社会主義諸国の学者はこれらの規定でもって民族自決権が法的権利として認められたものと解釈している。<sup>(6)</sup>しかし、以上の規定の解釈だけをもって、民族自決権を単なる政治上の原則あるいは国際道徳の表明にすぎないと見るか、ある

(5) Oliver J. Lissitzyn, *International Law Today and Tomorrow* (1965), pp. 43~44.

(6) グッドリッチおよびハンプロ、ベントウィッチおよびマーチン、ケルゼンの見解については、山手治之、植民地体制の崩壊と国際法、立命館法学、第34号(1960)182-187頁参照：スタルシェンコおよびトウンキンの解釈については、松井芳郎、現代国際法と民族自決権、経済、No. 79 (1970) 74頁参照。

いは被圧迫民族が直ちに自決を達成する法的権利が認められたかを判断することは困難であり、憲章の他の規定との関連の中で考察されなければならない。

憲章は、以上の規定の具体的履行を確保するものとして、第11章において非自治地域制度を設け、第12章および第13章において信託統治制度を設けている。非自治地域を施政する国連加盟国はその義務の一つとして、「各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を発達させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の漸進的発達について人民を援助すること」（第73条 b）が掲げられている。一方、信託統治制度の基本目的の一つとして、「信託統治地域の住民の政治的、経済的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに関係人民が自由に表明する願望に適合するように、且つ、各信託統治協定の条項が規定するところに従って、自治又は独立に向っての住民の漸進的発達を促進すること」が掲げられている。このように、信託統治制度には、「自治」に加えて「独立」が明記されているのに対して、非自治地域の方には「自治」しか掲げられていない。以上のような事情は、サンフランシスコ会議に於て、植民国家が植民地を抜かう憲章の規定に、「自治」に加えて「独立」を明記することに強く反対したのに対して、反植民地主義諸国はごぞって反対した。結局、妥協として、信託統治制度の目的には「独立」を掲げるが、非自治地域制度には「自治」のみにし、しかし、この「自治」は独立を排除するものではないとする了解の下に採択されたのであった。このように、非自治地域制度には、独立が挿入されていないことから、憲章第1条(2)をもって直ちに民族自決権を実定国際法上の権利として確立したと見ることはできないであろう。しかしながら、「自治」は独立を排除するものではないとする了解があったことからしても、民族自決を単なる国際道徳あるいは政治的原則にすぎないものとも見ることもできないであろう。

---

(7) Ruth B. Russell, A History of the United Nations Charter, 1958, p. 815.

以上のことは、植民地に対する連盟規約の規定と国連憲章の規定を比較することによっても明らかになる。既に述べたように、連盟時代の委任統治制<sup>(8)</sup>の下に置かれた地域は、第一次世界大戦の敵国の植民地であった。一方、信託統治制度は、委任統治制度を引き継いだものであり、その下に置かれた地域はかつての委任統治地域および第二次世界大戦の結果敵国から分離された地域<sup>(9)</sup>であり、即ち両大戦の敗戦国の植民地であった。委任統治制度での連盟の監督は規約上受任国が提出する年報が主体であったが、信託統治制度では年報に加えて請願の受理および当該地域への定期的観察をも認められている。また、非自治地域制度は規約第23条(ロ)を引き継ぐものであり、規約ではこれに対しなんら具体的手続を設けていなかったに対し、憲章第73条(e)では施政国に対し情報の提出を求めている。非自治地域制度は信託統治地域を除くすべてのかつての植民地をさすものであり、これらに対する国連の監督機能は信託統治制度に比し徹底的なものではあるが連盟当時と較べれば大きく前進している。このように植民地問題に対する対応の変化およびその背景にある政治的経済的条件を鑑みれば、憲章第1条(2)が直ちに被圧迫民族の自決を達成する権利を与えているものではないにしても、民族自決を尊重しなければならない一般的義務を認めたものといえるのであり、その一般的義務の内容の充足についてはその後の国連での具体的活動の中で確立させることを認めたものと言えるであろう。

#### b. 民族自決権の確立と適用

植民勢力は、憲章第11章が「非自治地域に関する宣言」(傍点筆者)となっており、憲章の他の部分と同様な法的拘束力を有するものではないと主張し、また植民地問題を国連が扱かうことは国内管轄内にある事項に干渉すること

---

(8) 委任統治制度の本質は本稿Ⅱの部分でのべたところで明らかであるが、それまでの植民国家による全く恣意的な植民地統治の方式にかわって国際機関が施政国の植民地を監督するという新しい方式が作られたという漸進的な一面もあるといえよう。

(9) 憲章第77条(1)ではさらに、施政について責任を負う国によって自発的にこの制度の下におかれる地域をも予定しているが現在までにこのような地域として置かれたものはない。

を禁じた憲章第2条(7)に反するものと主張した。しかし、反植民地主義諸国は、これらの主張をしりぞけ次第に民族自決権の国際的尊重を押し進め、その具体的適用・履行のための体制を整えてきた。

1948年12月10日、第三回総会は「世界人権宣言」を採択したが、その内容を条約化するために国際人権規約草案が審議されていた。まず、1950年の総会では、「市民的及び政治的権利に関する規約草案」が自動的に植民地に適用されるべきかどうかの問題となった。人権委員会の原案では、植民地へのその適用は植民国家自身が決定することになっていた。植民勢力は、規約の自動的適用に強く反対したが、反植民地主義諸国はこの主張を排して植民地条項を落とすことに成功した。<sup>(10)</sup>さらに、第6回総会では、反植民地主義諸国は、規約案に人民の自決の権利に関する条項を挿入する提案を行なった。<sup>(11)</sup>植民勢力は、この挿入以前に解決すべき多くの問題が存在すると反対したが、ついに総会でつぎの様な決議を採択した。

「国際連合憲章の述べている原則の再確認として、国際人権規約にすべての人民および民族の自決の権利に関する条項を含めることを決定する。この条項は『すべての人民は自決の権利を有する』と定められ、かつすべての国（非自治地域の施政について責任を負う国を含む）は、国際連合の目的および原則に従って自決の権利を促進し、ならびに非自治地域の施政について責任を負う国は非自治地域の人民との関係において、この権利の実現を促進しなければならない。」（総会決議 545(VI)、傍点筆者）

世界人権宣言に於ては含まれてはいなかった民族自決権の規定が人権規約案に含まれたことは大きな成果であったといわざるをえない。<sup>(12)</sup>さらに、憲章の民族自決権がこの決議において突発的に採択されたものではなく、再確認として採決されたことは諸国に於ける民族自決権に対する法的確信の累積の

---

(10) Yearbook of the United Nations (1950), p. 525.

(11) Yearbook of the United Nations (1951), p. 485.

(12) 芹田健太郎、国際人権規約，神戸商船大学紀要第1類文科論集，第16号（昭和43年），33～38頁参照。

上に採択されたものであると言えるであろう。こうして、第21回総会の1966年12月16日の総会本会議によって全会一致をもって採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の双方の第1条において以下の様な規定がもうけられた。

1. すべての民族は自決の権利を有する。その権利によって、その政治的立場を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。
2. すべての民族は、自己の目的のために、互惠の原則に基づいた国際経済協力及び国際法から生れるいかなる義務も害することなく、その天然の富と資源を自由に処分することができる。いかなる場合にも民族は自己の生存の手段を奪われることはない。
3. 本規約の当事国は、非自治地域及び信託統治地域の施政の責任を有する国家を含めて、国際連合憲章の諸規定に従って、自決の権利の実現を促進し、且つ、その権利を尊重しなければならない。

ここで注目しなければならないことは、民族自決の概念は、単にまだ独立国家を形成していない被圧迫民族にのみ適用されるものではなく、政治的独立を達成した諸国の自決権についても扱われているということである。<sup>(13)</sup>さらに、政治的自決だけでなく、経済的、社会的及び文化的自決、特に天然の富と資源を自由に処分することができる権利を承認していることである。即ち、人民や民族は、もともと住んでいる地域内に存在する天然の富と資源の主権者であって、自己の生存を保持するために、他に妨げられず、それを開発・利用する生来的権利をもっているという「天然の富と資源に対する永久的主権」の観念である。このような新しい「主権」観念がもちだされたのは、新植民地主義を排除するためであって、自決権にもとづいて、一応政治的には独立を遂げても、経済的にはいぜんとして外国の支配下におかれるならば、自決権は貫徹されたということにならない。政治的独立は当然経済的自立を

---

(13) Hanna Bokor-Szegö, op. cit., pp. 31-33.



ともなわなければならないという考え方であった。<sup>(14)</sup>この観念は、1952年4月から6月にかけて開かれた人権委員会でもち出されたものであった。とくにこの観念をラテン・アメリカ諸国が強く支持したのはアメリカを始めとする先進資本主義からの経済的圧迫を受けていたことからであった。1962年12月14日の第17回総会は「天然資源に対する永久的主権」と題する以下の様な決議を採択した（総会決議、1803(XVII)）。ここでは同決議の第I部のみ記しておくこととする。<sup>(15)</sup>

1. その天然の富と資源に対する永久的主権への人民と民族の権利は、その国家的発展と関係人民の福祉のために、行使されねばならない。
2. かかる資源の探査・開発及び処分、並びにこれらの目的のために必要とされる外国資本の輸入は、人民と民族がそれらの活動の認可、あるいは禁止に関して必要または望ましいと自由に考える規則、及び条件に一致しなければならない。
3. 認可が与えられる場合、輸入された資本及びその資本による所得は、その認可の条項、有効な国内法及び国際法により規制されねばならない。えられた利潤は、その天然の富と資源に対する国家の主権をいかなることがあっても害することがないよう保障する適切な考慮が払われつつ、投資家と受入国の間で、各々の場合に自由に協定される割合にしたがって分けられねばならない。
4. 国有化、収用または徴発は、国内外国を問わず、純粋に個人的または私的な利益に優越すると認められる。公益、安全または国家的利益の根拠または理由に基づかなければならない。かかる場合所有者は、主権の行使としてこのような手段をとる国家において有効な規則にしたがいがい、また国

---

(14) 田畑茂二郎、現代国際法の諸問題：4.天然の富と資源に対する永久的主権、法学セミナー、No. 187 (1971) 97頁；筒井若水、A・A諸国の加盟と国際法——自決権の形成を中心に——国際法外交雑誌、第69巻第4・5・6合併号（昭和46年）、158-160頁参照。

(15) 以下の決議の訳文は、松井芳郎、天然の富と資源に対する永久的主権(I)、法学論叢、第79巻第3号、61～64頁、による。

際法にしたがって、適当な補償を支払われねばならない。補償の問題が紛争を生じた時はいつでも、先の手段をとった国家の国内裁判手続が完了されなければならない。しかし、主権国家と他の当事者の協定が存在する場合には、紛争の解決は仲裁または国際裁判によって行われねばならない。

5. その天然資源に対する人民と民族の主権の自由で有利な行使は、主権平等に基いた諸国家の相互尊重によって助長されねばならない。

6. 新興諸国の経済発展のための国際協力は、公的または私的資本投資の形であろうと、商品及びサービスの交換の形であろうと、技術援助の形であろうと、あるいは科学的情報の交換の形であろうと、新興諸国の独立した国家的発展を助長し、その天然の富と資源に対する主権の尊重に基くものでなければならない。

7. その天然の富と資源に対する主権への人民と民族の権利の侵犯は国連憲章の精神と原則に反し、国際協力の発展と平和の維持を妨げる。

8. 主権国家により、または主権国家間に自由に締結された外国投資協定は、誠実に遵守されねばならない。国家と国際機構は、国連憲章と本決議に示された諸原則にしたがって、その天然の富と資源に対する人民と民族の主権を、厳格にかつ良心的に尊重しなければならない。

以上の国連内における民族自決権の展開は、単に国連内における反植民地主義諸国の努力に対応しただけでなく、国連外の民族解放運動の発展にも基づいていた。特に、1955年4月に開催されたバンドン会議の影響は大きなものであった。<sup>(16)</sup> 1960年には、17の新興諸国の国連加盟が一举に認められ、この勢いで、同年12月14日の第15回総会は、「反植民地主義のマグナ・カルタ(Magna Carta of Anti-Colonialism)」とも言われる「植民地独立付与宣言」(総会決議 1514(XV))を採択した。これは、会議にのぞんだフルシチョフ首相<sup>(17)</sup>が提案したものであったが、ソ連の提案では万場一致の多数を得ることが不

(16) そこで打ち出された最終コミュニケでは「あらゆる表現における植民地主義は、早急に終らされるべき悪である」と宣言している。

(17) 国際連合第15総会の事業(上巻)25~26頁。

可能と考えた43A・A諸国が提出した共同提案が採択されたものであった。<sup>(18)</sup>  
この表決は、一カ国の反対もなく賛成97・反対0・棄権9であった。<sup>(19)</sup>この宣言は、前文と7項から成っており、一項では、外国による人民の征服、支配及び搾取は、基本的人権を否認するものであるとし、2項では、「すべての人民は自決の権利をもち、この権利によって、その政治的地位を自由に決定し、その経済的、社会的及び文化的向上を自由に追求する」となっており既に述べた国際人権規約第1条(1)にそのままの形でとり入れられている。さらに、5項では「信託統治地域及び非自治地域、または、まだ独立を達成していない他のすべての地域において、これらの地域の住民が完全な独立と自由を享受しうるようにするため、なんらの条件または留保もつけず、その自由に表明する意志及び希望に従い、人種、信仰または皮膚の色による差別なく、すべての権力をかれらに委譲するため、早急な措置が講ぜられなければならない。」と宣言している。

民族自決権とは、すべての民族が自らの運命を自ら決定する権利であるが、それは二つの相関連する二つの側面、即ち、対外的側面と対内的側面とからなっている。前者は民族が独立国家を形成し政治的地位を確立することであり、<sup>(20)</sup>後者は民族が自国内で完全な主人となるということである。既に国際人権規約の民族自決権にふれた際に述べた如く、植民地独立付与宣言に於てもこの二つの側面が明確にのべられている。この宣言は条約形式をとっておらず総会決議という勧告という形ではあるが、しかし、それまでの国連内外における慣行の積み重ねの中で採択されたものであり、また一カ国の反対もなく宣言されたことは民族自決権に対する諸国の法的信念が存在していることを示すものである。

このように1960年は、民族自決権の確立にとって大きく前進した年であっ

---

(18) United Nations Review, Vol. 8, No. 1 (1961), pp.6-7.

(19) 棄権国——ポルトガル、スペイン、南ア、英国、米国、オーストラリア、ベルギー、ドミニカ及びフランス。

(20) G. B. Starushenko, op. cit., pp. 81-82.

た。このことは、アルジェリアに於ける民族開放闘争との関係を見ても明らかである。アルジェリアに於ける民族解放闘争がますます激化する中で、国連の中においてもしだいにアルジェリア人民の自決を支持する諸国が増大してきた。1955年7月29日、A・A諸国が同問題を第10回総会に持ち出して以後1959年まで、A・A諸国の諸提案は総会本会議では常に否決されていた。

1959年1月大統領に就任したドゴール首相は、アルジェリア人民の抵抗によって、同年9月アルジェリア人民の自決を認めることを余儀なくされ、9月16日の声明において、アルジェリアの平和回復後4年以内に民族自決の原則に従い、将来の政治的地位を住民投票によって決定させることを明らかにした。このような状況の下に、第15回総会は植民地独立付与宣言が打ち出された3日後アルジェリア人民の自決および独立の権利を強調する決議（総会決議 1573(XV)）を採択した。その後フランス政府とアルジェリア臨時政府(GPRA)との間では交渉と決裂がくり返され、一方現地では戦闘が続けられていた。1961年の第16回総会は、アルジェリアの統一と領土保全を尊重してアルジェリア住民の自決と独立の権利を実施するため、交渉再開を要求するA・A34カ国共同提案を可決した。ついに、1962年3月、フランス政府とアルジェリア臨時政府との間のエビアン協定の結果、停戦とアルジェリア人民の自決に関するエビアン協定が成立した。<sup>(21)</sup>このアルジェリアの事態から知れるようにアルジェリア人民の運動の中から、以上の決議が生み出されたのであり、またこのことは他の民族解放運動に大きな支援となったのである。

植民地独立付与宣言が採択された一年後の1961年の第16回総会は、同宣言の適用を審議する17カ国からなる「植民地独立宣言履行特別委員会」を設置し、1962年にはその構成を24カ国に拡大した（以下「24カ国特別委員会」と呼ぶ）。また、1962年には「南西アフリカ特別委員会」と「ポルトガル領特別委員会」を解散しその機能を24カ国特別委員会に引き継がせ、1963年には

---

(21) 田中直吉、植民地の独立、国際連合の研究、第3巻（昭和41年）47-51頁参照。エビアン協定にもとづく国民投票の結果、賛成99.7%で独立を達成した。

「非自治地域情報委員会」を解散しその機能を24カ国特別委員会に引き継がせた。このように、現在24カ国特別委員会は非植民主義化を促進する中心的役割を担っているのである。<sup>(22)</sup>24カ国特別委員会はその後同宣言が適用されるべき地域を確定し、それには信託統治地域および非自治地域以外にナンビア(南西アフリカ)(国連が直接責任を有する地域)と仏領アフアール・イサ(仏領ソマリーランド)及びオマンの44の地域が現在列挙されている。24カ国特別委員会はこれらの地域の人民の請願を受理したり、質問簡条書(Questionnaire)を施政国に送付したり、視察団の派遣を必要とする場合それを考慮することを決めたりして、信託統治理事会に於て認められているような機能を行使している。また、国連本部以外の土地、特に植民地に隣接する地域で特別委員会を開催したりして活発な活動を展開している。かつての非自治地域情報委員会の活動が、施政国の提出する情報を審議することが主たる機能であったことに比し、24カ国特別委員会の機能は植民地独立付与宣言の履行、即ち植民地清算の機能を有するのである。このように24カ国特別委員会の活動を通じて植民地人民の自決権が実践的な裏付けを与えられるようになって<sup>(23)</sup>るのである。

また、植民国家が憲章上の義務を免れるために植民地に形式的な自治・独立を与えることを防止するために、国連自ら人民投票を監督する場合があった。フランス革命以後、人民投票は、民族自決の思想にもとづく政治的テクニクとして用いられたが、第二次大戦までの国際組織の監督の下に行われた人民投票はすべてヨーロッパに於けるそれであった。しかし、そのテクニクは、第二次世界大戦後植民地人民の自決達成の過程においても適用された。1956年5月9日にトーゴランド(英)において、1959年11月7日に北部カメルーン(英)において、1961年2月11日・12月の両日に北部カメルーンと南部カメルーン(英)において、1961年5月9日に西サモア(ニュージーランド)に

(22) 拙稿、非自治地域に対する国際監督、神戸大論叢、第19巻第5号(昭和43年)。

(23) 田畑茂二郎、現代国際法の諸問題：3 植民地体制の崩壊と民族自決権、法学セミナー、No. 186 (1971) 85~86頁参照。

において国連監督下に人民投票が行われ、また1961年9月25日にはルアンダ(白)で国連監督の下にレフェレンダムが行なわれた。総会はそれぞれの人民投票の結果を審査しその結果を承認した。また、国連監督の下に、1958年4月24日にはトーゴランド(仏)で総選挙が、1961年9月18日にウルンジ(白)で立法選挙がまたルアンダで先のレフェレンダムと同時に立法選挙が行われた。以上の地域はすべて信託統治地域であったが、植民地独立付与宣言の採択以後非自治地域にも同様な手続がとられている。クック諸島の人民による1965年4月20日に行われた立法議会議員の選挙を国連は監督し、また立法議会における憲法草案の審議を観察した。さらに、1962年8月15日の「西イリアンに関する協定」では、同地の民族自決の実施はおそくとも1969年末までに完了することにし、インドネシアは国連代表およびその職員の参加の下に、西イリアン人民の自決権行使のための措置をとることが規定された。<sup>(24)</sup>

以上の様な手続は、植民地独立付与宣言にいう当該地域の人民の「自由に表明する意志及び希望に従」うための種々の方式の一つとして今後も使用されるであろう。

今までに述べたことから明らかなように、民族自決権は、植民地人民の政治的自決だけでなく、経済的自立をも内容とするものであった。それでは、それは主権国家内に居住している少数民族にも妥当するかどうかということが問題になる。西側諸国は、主権国内にも従属人民がおり、これらの人民の運命について国連は注意を払わなければならないと主張した。<sup>(25)</sup>特にベルギーがこれをしばしば持ち出したことから「ベルギー・テーゼ (Belgian Thesis, La thèse Belge)」といわれるものである。この主張は、反植民地主義諸国の主張に対抗するために反植民地主義諸国内の少数民族を引き合いに出して行なわれた。しかし、このテーゼは国連の実践からすると認められていない。

(24) 拙稿、国際的人民投票制度の展開、神戸大論叢第18巻第1号。西イリアンの住民投票は、1969年7月から8月にかけて行われ、これによって選出された代議員からなる協議会がムジャワラ (musjawarah) (談合による全会一致方式) によって、インドネシアへの帰属をきめた。

(25) 例えば、Yearbook of the United Nations (1958), p. 212; また Usha Sud, United Nations and Non-Self-Governing Territories, (1965), pp. 117~121 参照。

1960年の第15総会は、非自治地域を「それを施政する国家から地理的に分離し、人種のおよび（あるいは）文化的に異なっている地域<sup>(26)</sup>」と定義し、少数民族が居住する地域はそれに含まれていない。また、24カ国特別委員会が作成した植民地独立付与宣言の適用対象地域のリストにも掲げられてはいない。このように、現在の国際連合の態勢に於ては、民族自決権とかかわる問題としてではなく、少数民族の保護の問題として扱われているのである。

以上の様な状況の中で、1970年10月12日の総会は植民地独立付与宣言の完全な履行を達成するための行動計画を採択した。それによれば、総会は、特に次の措置をとることによって南部アフリカ問題に特別の注意を引き継ぎ払うよう安全保障理事会に対し要請している。

1. 憲章第41条のあらゆる措置を義務的と宣言して、南ローデシアの違法な政権に対し制裁の範囲を拡大すること。
2. 南ア及びポルトガルが安全保障理事会の決定の遂行を拒絶していることから、両国に対する制裁問題に慎重な配慮をなすこと。
3. 植民地主義の早急な根絶のために、南ア政府および違法な南ローデシアに対しあらゆる種類の武器の禁輸を、国際監督の下に、十分かつ無条件に課す問題を緊急に審議すること。
4. ポルトガルの支配の下にある地域の人民の自決と独立と独立権を否定ならしめるような武器をポルトガルへ供給することを防止する措置の採用を緊急に審議すること。

さらに行動計画は、抑留されている自由戦士 (freedom fighters) が「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジェネーブ条約」の関連規定にしたがって扱われなければならないこと、植民地独立付与宣言を履行するため専門機関や国連と連携する他の国際機関がその活動を強化することを定めている。また、必要な場合、国連および他の国連の構成機関が解放運動の代表をその審議に参加させるよう要請すると同時に、非自治地域の住民に対する教育上

---

(26) 総会決議 1541 (XV)。

の機会をさらに多く与える努力が払われなければならないことが述べられている。

また、24カ国特別委員会の活動方針に関しては次の様に記している。

- a. 植民地主義の最終的な清算のための最良の方法と手段を見出して総会を引き継ぎ援助すること。
- b. 植民地の人民の代表による口頭あるいは書面によって表明される意見に特別な考慮を引き継ぎ払うこと。
- c. 引き継ぎ、植民地へ視察団を派遣し、また、現地のなまの情報 (first-hand information) を最も良く得られる場所で会議を開くこと。
- d. 植民地独立付与宣言の履行のための手続作成に参加し、また、当該地域の非植民地化過程の最終段階を観察するための関与を行ないよう、施政国と協力して準備を行ない総会を援助するところ。
- e. 総会の承認を求めるため、視察団に関する規則および規程案を準備すること。<sup>(27)</sup>

現在まだ独立を達成していない地域の多くが小さな地域であり、植民国家がそれを理由として自決の達成を遅らせたことから、行動計画は、領土の規模、地理的孤立性や資源の規模によってならぬ植民地独立付与宣言の履行は遅らされるべきではないとしている。さらに、1970年に24カ国特別委員会が採択した勧告では、特別委員会は植民国家に対し植民地独立付与宣言の履行を妨げる軍事活動を停止し、植民地からの外国軍隊の撤退を要請している。

以上のような国連の実践および態勢から考えれば、現在もはや民族自決権は一般国際法上の権利として把握することが可能であろう。

## 2. 民族基本権

1960年代後半以後、ベトナム人民から「民族基本権」の概念が提起されている。ベトナム民主共和国は、1965年4月8日、ベトナム問題の解決策とし

---

(27) Objective: Justice, United Nations, Vol. 3, No. 2 (1971), p. 7 & p. 13.



て4項目の立場を明らかにしたが、その一つとして、「ベトナム人民の基本的な民族的諸権利、すなわち平和、独立、主権、統一、領土保全を認めること」<sup>(28)</sup>を掲げた。また、1969年1月25日の拡大パリ会談第1回本会議においてベトナム民主共和国代表団は、「パリ四者会談の目的は、ベトナム人民の基本的な民族的諸権利の尊重、すなわち1954年のベトナム問題ジュネーブ諸協定が認める独立、主権、統一、領土保全の尊重にもとづいて、ベトナム問題の政治的解決策を見いだすことにある」<sup>(29)</sup>と発言した。また、1969年6月8日の南ベトナム人民代表大会の基本決議は、その冒頭で、「独立、主権、統一、領土保全は、すべての国の人民の神聖な、犯すことのできない、基本的な民族的権利である」<sup>(30)</sup>と述べている。さらに、1970年4月25日のインドシナ人民首脳会議共同声明に於て、「インドシナ半島に住むラオス、カンボジア、ベトナム三国人民はフランス植民地主義者とアメリカ帝国主義に反対する長期の英雄的闘争の結果、古くからの友好関係によってしっかりと団結を固め、独立、主権、統一、領土保全をかちとってきたこれらの民族的権利は1954年のジュネーブ協定によって承認され、保証されてきた」<sup>(31)</sup>と声明した。

以上の引用からうかがえるように、「民族基本権」は、従来の民族自決権を内包して、民族の独立、主権、統一、領土保全、民主的制度によって保障された基本的自由の尊重の要求を内容とする。<sup>(32)</sup>新植民地主義支配では、旧植民地主義支配とは異なって、形としては平等な主権国家間の自由な合意という法形式がとられるということ、<sup>(33)</sup>さらに新植民地主義支配は政治的、経済的、軍事的、社会的その他多様な手段をもって行なわれるのを特徴とする。以上の様な支配に対して従来の民族自決権の概念では対応は困難であり、これに対応する抵抗概念として現実のベトナム人民の運動の中から民族基本権が生

(28) アジア・アフリカ研究所編、資料ベトナム解放史3 (1971)、731頁。

(29) 前掲書、730～731頁。

(30) 前掲書、715頁。

(31) 前掲書、722～723頁。

(32) 平野義太郎、ベトナム人民の闘争と民族基本権、経済、No. 79 (1970)、27頁。

(33) 松井芳郎、現代国際法と民族自決権、前掲書、77頁。

成発展してきたといえるであろう。

しかし、民族基本権を構成するそれぞれの内容がどのように一つの概念に構築されているのか、また政治的原理としてではなく法的権利として把握できるのであるか今後検証されなければならないであろう。

#### IV お わ り に

現在もはや民族自決権は一般国際法上最も重要な原則の一つとして確立しているといえるであろう。1971年度の事務総長の年次報告で、「国連の大きな業績の一つは、非植民地化の過程でのその役割であった<sup>(34)</sup>」と述べているごとく、かつて植民地であった多くの地域が独立した。しかし、民族自決権の権利形成過程で見たように、既に確立していた民族自決権によって自動的に自決を達成したのではなく、闘いの中から独立を勝ちとったものであった。このようにして、独立した新興諸国が国連に加盟することによって、民族自決権の確立は加速度的に発展した。現在、旧植民地主義体制は崩壊したというものの、なお24カ国委員会がリストした植民地が44存在している。その中には、南部アフリカの植民地を保有する頑な植民国家のそれも含まれている。1970年に総会が採択した「行動計画」の諸措置が早急にとられる必要がある。また、旧植民地主義にかわって新植民地主義が登場している現在、新植民地主義の分析とそれに対抗する民族自決権の経済的側面の法理論がより深められる必要がある。

---

(34) A/8401/Add. 1 (1970), p. 21.